

訪問看護サービス契約書

指定番号 ： 4 3 6 0 1 9 1 5 1 6

法人名 ： 八景水谷昭和館訪問看護ステーション

訪問看護サービス契約書

●●●様(以下「利用者といいます」)と、指定訪問看護事業者である八景水谷昭和館訪問看護ステーション(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、後期高齢者医療制度等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を払います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了の意思表示をされるまでの期間としますただし、第9条に定める契約終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条 (訪問看護計画)

1. 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合、利用者に説明します。
2. 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
3. 事業所は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護」の変更等の対応を行います。

第4条 (主治医との関係)

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示書を文章で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条 (サービス提供の記録)

1. 事業者はサービスを提供した際には、予め定めた「訪問看護・リハ記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
2. 事業者は、「訪問看護・リハ記録書」等の記録をサービス終了日より、5年間はこれを適正に保存します。また、利用者本人からの開示の求めがあった場合には、業務の支障がない時間に閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。

第 6 条 (利用者負担金及びその滞納)

1. サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を 2 か月分以上滞納した場合は、事業者は 1 か月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 事業者は前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

第 7 条 (利用者の解除権)

利用者は、事業者に対し 1 週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第 8 条 (事業者の解除権)

1. 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文章により、この契約を解除することができます。
2. 事業者は、事業の安定的な運営が困難になった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文章によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第 9 条 (契約の満了)

次のいずれかの事故が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1. 第 7 条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
2. 第 8 条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
3. 次の理由で利用者にサービス提供ができなくなった時
 - (1) 利用者が長期にわたり医療施設に入院した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

第 10 条 (サービスの中止)

天災等の事業者の責めに帰すべき事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

第 11 条 (損害賠償)

事業者は、サービス提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません

第 12 条 （個人情報保持）

1. 事業者は、サービスを提供する上での知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項に規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第 13 条 （苦情対応）

1. 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てる事ができます。
2. 事業者は、苦情窓口対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 14 条 （契約外契約）

1. この契約及び後期高齢者医療制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、後期高齢者医療制度等に基づくサービスを対象としたものになり、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

八景水谷昭和館訪問看護ステーション料金表

診療報酬に基づく料金内容について説明します。

【医療保険】

1. 利用料金:各保険により、療養費用の1割～3割となります。

ア)後期高齢者医療保険者証をもっている方

低所得・一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢医療費保健者証に記載
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の2割～3割	

イ) その他の医療保険の方

医療保険の定める報酬に基づいて負担額請求を行います。(保険者証に記載)

2. 訪問看護基本療養費

看護師等		(1)週 3 日まで	5,550 円	(2)週 4 日目以降	6,550 円
准看護師等		(1)週 3 日まで	5,050 円	(2)週 4 日目以降	6,050 円
理学療法士等		5,550 円/日			
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者で同一日複数者					
看護師等 (上段)	(1)2 人	①週 3 日目まで	5,550 円	②週 4 日目以降	6,550 円
准看護師等 (下段)		②週 3 日目まで	5,050 円	②週 4 日目以降	6,050 円
	(2)3 人以上 9 人以下	①週 3 日目まで	2,780 円	②週 4 日以降	3,280 円
		②週 3 日目まで	2,530 円	②週 4 日以降	3,030 円
理学療法士等		同一建物 2 人	5,550 円/日	3 人以上 9 人以下	2,780 円/日
訪問看護基本療養費(Ⅲ) 入院患者の外泊中の訪問看護(管理療養費なし) : 8,500 円					
在宅療養に備えて一時的に外泊しているもので、下記に該当するものが対象					
①厚生労働大臣が定める失病等 (別表第 7) ②特別管理加算の対象者 (別表第 8)					
③外泊にあたり訪問看護が必要と認められる者					
入院医療機関の主治医による訪問看護指示書及び訪問看護ステーションが立案する訪問看護計画書に基づき、入院中 1 回 (別表第 7, 第 8 の者は 2 回) に限り算定出来る。					

* 厚生労働大臣が定める疾病等(特掲診療料 別表第 7)

- ・末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋委縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・プリオン病・ライソゾーム病
- ・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害が2度又は3度のものに限る)
- ・多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)・亜急性硬化性全脳炎
- ・副腎白質ジストロフィー・頸髄損傷・人工呼吸器を使用している状態
- ・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群

3. 訪問看管理料費

1. 月の初日・・・7,710 円

2. 月の2回目以降・・・3,010 円

4. 加算等について

	サービス内容	加算額
	緊急訪問看護加算 利用者の求めで診療所・在宅療養支援病院の指示により緊急訪問を行った場合 (主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示での緊急訪問の場合でも算定できる)	2,650 円/日 (14 日目まで) 2,000 円/日 (15 日以降)
	難病等複数回訪問看護加算 1 日 2 回・同一建物 1 人又は 2 人 1 日 2 回・同一建物 3 人以上 9 人以下 1 日 3 回以上・同一建物 1 人又は 2 人 1 日 3 回以上・同一建物 3 人以上 9 人以下 月 15 日目まで 月 16 日目以降	4,500 円 4,000 円 8,000 円 7,200 円 1,900 円
	長時間訪問看護加算(1 時間 30 分を超える) 1 日/週	5,200 円/回
	複数名訪問看護加算 イ. 看護師と訪問(1 日/週) ロ. 准看護師と訪問(3 日/週、ハを除く) ハ. その他の職員と訪問(厚生労働大臣が定める場合に限る) (1)1 回/日 (2)2 回/日 (3)3 回/日以上 ① 厚生労働大臣が定める疾病等の者 ② 特別訪問看護指示期間であって、特定訪問看護を受けている者 ③ 特別管理加算の対象者 ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる者 ⑤ 一人での看護が困難である場合(看護補助者に限る) ⑥ その他状況判断で①～④に準ずるとみとめられる者(看護補助者に限る)	4,500 円 3,800 円 3,000 円 6,000 円 10,000 円
	夜間・早朝訪問看護加算：夜間とは 18 時～22 時 早朝とは 6 時～8 時	2,100 円
	深夜訪問看護加算：深夜とは 22 時～6 時	4,200 円
	24 時間対応体制加算 休日や夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化当時に電話で看護に関する意見を求めることができ、ご希望時・必要時には訪問対応いたします。	6,520 円/月
	訪問看護ベースアップ評価料 I	1050 円/月
	訪問看護物価対応料	月の初日 60 円/月 2 日目以降 20 円/月
	訪問看護医療情報連携加算	1000 円/月

	サービス内容	加算額
	退院時共同指導加算(1回 がん末期等は2回まで) 病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所されるにあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が病院へ出向き、共同して居宅における療養上必要な指導をおこなった場合 特別管理指導加算(特別管理加算の対象者は加算)	8,000 円 2,000 円
	退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾病、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院された日に看護師が療養上の指導をおこなった場合	6,000 円
	在宅患者連携指導加算(月 1 回)	3,000 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回まで)	2,000 円
	特別管理加算：下記の医療的ケアを受けている方となります。 I. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 II. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態	I. 5,500 円／月 II. 2,500 円／月
	訪問看護ターミナルケア療養費(介護保険との通算可能) (死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合) ターミナルケアとは、ご自宅で最期まで安心して楽に過ごしたいとお考えの方に、訪問看護の体制・他職種連携を強化したお手伝いをします。 末期がんや精神科訪問看護の利用者で、特養ホーム等でターミナルケアを行う場合も同様です。 (ただし、看取り介護加算が算定された場合は 10,000 円)。	25,000 円
	情報提供書 1 (市町村)厚生労働大臣が定める疾病の利用者において 情報提供書 2 (義務教育諸学校)厚生労働大臣が定める疾病の利用者の入学時・転学時において 情報提供書 3 (主治医)入院・入所について	1,500 円 1,500 円 1,500 円

5. その他の費用

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えたサービス提供をする場合の交通費は実費を徴収します。 自動車を使用した場合、通常の実施地域を超える地点から片道 20 km 未 1,000 円 片道 20 km 以上 2,000 円 徴収させていただきます。
その他のオプション	ご相談に応じます

7. 1 か月当たりのお支払い額の目安

訪問看護の利用料

(基本療養費＋管理療養費＋加算分)×負担割合となります。

法令により、利用料の 10 円未満は四捨五入となります。

特別受給者証などお持ちの方は各自治体により自己負担金額が変わります。

【介護保険対応 訪問看護利用料金表 (非課税)】

サ ー ビ ス 内 容	単位	利用料 (10 割)	利用者 負担額 (1 割)	利用者 負担額 (2 割)	サ ー ビ ス 提 供 時 間 ・ 内 容
介護予防訪問看護Ⅰ 1	303	3,030 円	303 円	606 円	訪問看護 20 分未満
介護予防訪問看護Ⅰ 2	451	4,510 円	451 円	902 円	訪問看護 30 分未満
介護予防訪問看護Ⅰ 3	794	7,940 円	794 円	1,588 円	訪問看護 30 分以上 60 分未満
介護予防訪問看護Ⅰ 4	1090	10,900 円	1,090 円	2,180 円	訪問看護 1 時間以上 1 時間 30 分未満
介護予防訪問看護Ⅰ 5 (PT・OT・ST)	284	2,480 円	284 円	568 円	リハビリ 20 分 (*1) 40 分 284×2 60 分 284×3
訪問看護Ⅰ 1	314	3,140 円	314 円	628 円	訪問看護 20 分未満
訪問看護Ⅰ 2	471	4,710 円	471 円	942 円	訪問看護 30 分未満
訪問看護Ⅰ 3	823	8,230 円	823 円	1,646 円	訪問看護 30 分以上 60 分未満
訪問看護Ⅰ 4	1,128	11,280 円	1,128 円	2,256 円	訪問看護 1 時間以上 1 時間 30 分未満
訪問看護Ⅰ 5(PT・OT・ST)	294	2,940 円	294 円	588 円	リハビリ 20 分 (*1)
訪問看護Ⅰ 5(PT・OT・ST)	588	5,880 円	588 円	1,176 円	リハビリ 40 分 294×2
訪問看護Ⅰ 5(PT・OT・ST)	794	7,940 円	794 円	1,588 円	リハビリ 60 分 294×90/100×3
早朝・夜間加算 ・夜間：18 時～22 時・早朝：6 時～8 時		基本単位の 25/100 加算			
深夜料金 深夜：22 時～6 時		基本単位の 50/100 加算			
特別管理加算Ⅰ (1 ヶ月に 1 回)	500	5,000 円	500 円	1,000 円	在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態。在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレを使用している状態。留置カテーテル等を使用している状態
特別管理加算Ⅱ (1 ヶ月に 1 回)	250	2,500 円	250 円	500 円	在宅酸素療法指導等管理を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態である事 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態
長時間訪問看護加算	300	3,000 円	300 円	600 円	特別管理加算対象の方で 1 時間 30 分以上の場合算定
初回加算 (Ⅰ)	350	3,500 円	350 円	700 円	退院日に初回訪問を行った場合
初回加算 (Ⅱ)	300	3,000 円	300 円	600 円	退院翌日に初回訪問を行った場合
退院時共同指導加算	600	6,000 円	600 円	1,200 円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
緊急時訪問看護加算Ⅱ(*2)	574	5,740 円	574 円	1,148 円	1 箇月のつき 1 回算定

ターミナルケア加算(*2)		2,500	25,000 円	2,500 円	5,000 円	死亡月につき 1 回算定
訪問看護処遇改善加算		1.8%	利用料金×1.8%			
複数名訪問看護加算	30 分未満	254	2,540 円	254 円	508 円	1 回につき複数名の看護師等 1 人の利用者に訪問看護を行った場合に算定
	30 分以上	402	4,020 円	402 円	804 円	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する訪問看護事業所の場合：2,961 単位／月
* 要介護 5 の利用者は 800 単位／月の加算 * 准看護師の訪問は所定単位の 98／100 相当
加算： 緊急時訪問看護加算 574 単位 初回加算Ⅰ・Ⅱ 350 単位／300 単位 特別管理加算Ⅰ・Ⅱ 500／250

- (*1) PT：理学療法士 OT：作業療法士 ST：言語療法士 リハビリの上限時間は 1 週間に 120 分までが限度
(*2) 緊急時訪問看護加算・ターミナル加算・夜・朝・深夜加算は、24 時間連携体制にある事業所が算定可能
* 夜間・早朝(午前 6 時～午前 8 時・午後 6 時～午後 10 時) 基本単位数に 25%加算
* 深夜(午後 10 時～午前 6 時) 基本単位数に 50%加算
* 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外
* 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります
* 当事業所の所在する建物同一の建物に居住する利用者又は党事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 名以上居住する建物に対し、サービス提供を行った場合は、基本単位×90%になります。

【運営に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えて行うサービス提供する場の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合、通常の実施地域を超えた地点から片道 20 km未満 1,000 円 片道 20 km以上 2,000 円 徴収させていただきます。

【介護保険対象外の自費サービス実施のご利用料】

算定項目	サービス内容
自費訪問看護 (要支援)	介護保険 10 割と同等の料金で対応致します。(現在ご契約している利用者様に限ります) 例：30 分 4510 円
自費訪問看護 (要介護)	介護保険 10 割と同等の料金で対応致します。(現在ご契約している利用者様に限ります) 例：30 分 4710 円
死後の処置	死亡後の処置と処置材料みで 10,000 円(税込)
その他オプション	ご相談に応じます

キャンセル料	・ サービス利用日の前日まで ⇨ 無料
	・ 利用者様の都合で、尚且つサービス利用日当日連絡のない場合 ⇨ 2,000 円 (税抜) * 但し、利用者様の容態の急変等、緊急やむを得ない場合はいたしません

上記のとおり、契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

電話 _____

代理人 氏名 _____ 印 続柄 _____

法人 所在地 〒860-0086 熊本市北区打越町 33-91
名 称 株式会社 昭和館

代表取締役 光岡 由紀子 印

事業所 所在地 〒860-0084 熊本市北区山室 4 丁目 9-30
名称 八景水谷昭和館訪問看護ステーション

管理者 後藤 瑠美子 印